

☐ 総合Top

☐ Top



☐ Topics

☐ Trend Watch

☐ Column

☐ サービス紹介

☐ セミナー

☐ 出版物

☐ リンク集

☐ 採用

Topics トピックス

「！広告！」から「未承諾広告」へ
～迷惑メール対策法施行でマーケティングは変わるか～

'02.07.02

迷惑メールを規制する2つの法律と、法律の成立に伴い新規制定された総務省令及び改正された関連経済産業省令が2002年7月1日から施行されます。

IT政策調査研究会の視点

～メールマーケティングの原点に帰って考える～

電子メールはもっとも手軽な「プッシュ型広告宣伝ツール」として早くから利用されてきましたが、そのあり方に大きな変化をもたらす可能性のある法律が施行されました。「未承諾広告」の表示を入れることで、例えばこの表示のあるメールの受信を拒絶するような設定が可能になり、不必要なメールを受信しなくてすむようになる、という点では一定の効果が期待できます。ただ、逆に「未承諾広告」と表示しさえすればいい、という安易な考え方によって、かえって迷惑メールが増えるのではないかという懸念の声もあがっているようです。

業者としてはたとえ一部の送信先に嫌がられたとしても、費用対効果でプラスであれば（つまり利益が増加する）従来どおり承諾の有無に関わらずメール広告を送りつづけるでしょう。しかし、顧客または潜在的顧客が非常に多く、かつ長期にわたって安定的に良好な関係を築く必要があり、またステークスホルダーが多岐にわたる上場企業やこれから上場を目指すような企業は、未承諾広告メールを送り続けることで顧客離れ・ブランドイメージの失墜や損害賠償など思わぬ損害を蒙る可能性があることを考慮しなければなりません。

これらの法律への対応としては、定められた表示をすることはもちろんですが、できる限り顧客の承諾を得られるようにすること（いわゆるオプトイン）が最も重要です。マーケティングの基本は、顧客と継続的に良好な関係、信頼感を築くことですが、これができれば承諾してもらえる可能性は高まるでしょう。また、従来の広告メールの場合にはどちらかといえば一方的に送りつけるというイメージですが、もともと電子メールは双方向コミュニケーション手段であり、これをWebと組み合わせて使うこと等により顧客からのメッセージをうまく引き出すことができれば、より一層顧客との信頼感は強まるはずで、顧客の承諾を得るための顧客満足度の高いコンテンツを提供し、顧客との双方向コミュニケーションによって顧客との信頼感を強めるようなマーケティングモデルの出現によって、インターネット・マーケティングがより豊かな生活を我々消費者にもたらしてくれることに期待したいと思います。

なお、2002年7月に施行されるこれらの法律で規制されるのは、「迷惑メール」一般ではなく、あくまで「未承諾広告宣伝メール」です。残念ながら、広告宣伝目的以外の迷惑メールや海外からの広告宣伝メールその他のスパムメールは規制の対象とはなっておらず、また、他人のメールアドレスを表示上使うなどして（なりすまし）発

☐ お知らせ

☐ サイトマップ

☐ お問い合わせ

信者が特定できないようにするような場合に対しても効果がないようです。これらへの対策については、サイバー空間には国境がないことから特定国の法律だけではなく難しいかもしれません。まずは、自社のサーバがいわゆる「踏み台」として迷惑メールの発信元になっていないかどうかくらいはチェックしておきたいものです。

(池田 太郎)

迷惑メールを規制する2つの法律

電子メールにより一方的に送りつけられる広告メール(いわゆる「迷惑メール」)は、広告主側と送信業者側の2方向から規制されます。

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」は、広告の送り主となる事業者(販売業者又は役務提供事業者)側から広告メールを規制する法律で、主なポイントは次の2点です。

- (1) 消費者が広告メールの受け取りを希望しない旨の連絡を事業者に行った場合には、その消費者にに対する広告メールを再送信することを禁止する(いわゆるオプトアウト規制)
- (2) 消費者が事業者に対して広告メールの受け取りを希望しない旨の連絡を行うための方法の表示を義務づける

一方の「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」は、送信業者側への規制で、実際に電子メールの送信行為をする者を対象とし、送信者の身元を明らかにすること、送信者への連絡、返信が可能となるような表示をすること等を義務づけ、送信拒否の連絡をした者に対する再送信とプログラムを用いて作成した大量の架空メールアドレスへの送信を禁止します。

また、電気通信事業者に対しては、送受信に支障を来すような大量のメールの送信行為があった場合に役務の提供を拒否できることとする一方、送受信上の支障を防止する技術の開発や利用者への情報提供、主務大臣からの指導及び助言に対する努力義務が設けられています。

法律名	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(改正特定商取引法)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
成立日	2002年4月12日可決成立	2002年4月11日可決成立
施行日	2002年7月1日	2002年7月1日
主管	経済産業省	総務省
規制の対象	販売業者又は役務提供事業者	電子メールの送信をする者 (販売業者と同一である場合もある)
義務規定	送信を希望しない場合の意思表示をする方法を表示すること。	次の事項を表示すること。 1. 広告又は宣伝のための電子メールである旨 2. 送信者の氏名又は名称及び住所 3. 送信に用いた電子メールアドレス 4. 送信者の受信用の電子メールアドレス等

		特定電子メール適正化業務を担う総務省指定法人の求めに従い必要事項を報告すること、検査に協力すること。
禁止事項	1.送信拒否を通知した者に対する広告の送信	1.送信拒否を通知した者に対する送信 2.プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレス宛ての送信
義務違反の場合の措置	行政処分(指示、業務停止命令)の対象となり、指示や業務停止命令に違反した場合には罰則の適用を受ける。	規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるよう命令を受け、従わない場合は罰則の適用を受ける。
罰則	指示違反：100万円以下の罰金 業務停止命令違反：300万円以下の罰金又は二年以下の懲役、又はその併科（法人の場合、3億円以下の罰金）	総務大臣の措置命令に対する違反：50万円以下の罰金 指定法人への報告等に対する違反：30万円以下の罰金
主務大臣	経済産業大臣	総務大臣
その他		電気通信事業者は役務の提供を拒否できる。

具体的手続を定める2つの省令

総務省及び経済産業省は、それぞれの法律に対応した省令をもってその具体的手続を定めており、表題部の表示や受信拒否のための連絡方法の表示について内容を統一していません。

経済産業省では先行して発効していた特定商取引に関する法律施行規則（経済産業省令）を、法改正に伴い改正しました。

請求等に基づかずに送信される広告メールについて・・・	改正後	改正前
表題部の表示	「未承諾広告」と表示すること。	「！広告！」と表示すること。
受信拒否のための連絡方法の表示	メール本文の最前部に「<事業者>」との表示に続けて、事業者の氏名または名称及び受信拒否連絡受付用のメールアドレスを表示すること。	（本文中の表示位置についての定めはなく）電子メールの受取を希望しない場合の連絡先を表示すること。

ただし、消費者からの請求等に基づいて送信される場合は、この表示義務は課されません。たとえば、広告入りのメールマガジン等でも、消費者からの請求等に基づいていれば対象外ということになります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（総務省令）では、表題部及び受信拒否のための連絡方法の表示のほか、受信拒否ができる旨の説明、送信者の電話番号、伝送に関する経路を示す情報を通信端末機器の映像面上の任意の場所に表示されるようにすることを規定しています。

詳しくは、経済産業省、総務省、自由民主党のウェブサイトへ

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (経済産業省)

▶ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/warehouse/tokushoho/spammail/spammail.html>

特定商取引に関する法律施行規則 (経済産業省)

▶ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/warehouse/tokushoho/spammail/spammail.html>

特定商取引に関する法律施行規則の改正について (経済産業省)

▶ <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002876/>

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (総務省)

▶ http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/m_mail.html

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則 (総務省)

▶ http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020620_3.html

迷惑メール対策法案について (自由民主党)

▶ <http://www.jimin.jp/jimin/expless/007.html>

(IT政策調査研究会)

この記事に関するご意見、ご感想をお待ちしています。

▶ <http://www.chuoaooyama.or.jp/ebusiness/contact/index.html>

▲ Up

▶ Topics一覧へ

© 2003 ChuoAoyama Audit Corp. [利用規約](#)